

【相談内容】

No73.歩道橋橋脚への車両衝突事故の際の対応方法について

○歩道橋橋脚への車両衝突事故の際の点検診断の必要性について

【助言内容】

1. 橋梁の点検について

- ・横断歩道橋の橋脚に車両が衝突後、橋梁点検を実施する場合、まずは点検目的を明確にした方がよいと考える。
- ・点検目的を踏まえ、道路管理者として橋梁の点検を行う必要があるか否かを判断する必要がある。例えば、点検目的としては、以下などが考えられる。
 - 1) 横断歩道橋全体の「状態の把握」及び「健全性の診断」を行い、「横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態であるか」または、「横断歩道橋の機能に支障が生じているため、緊急に措置を講ずべき状態であるか」など診断し、措置の必要性を判断することを目的に実施する。（以下、「定期点検」という。）
 - 2) 横断歩道橋の局部（車両が衝突した周辺のみ）の損傷状態を把握し、補修等の費用（原因者負担金）を算出することを目的に実施する。 など
- ・点検の目的にもよるが、橋や部材の状態の評価にあたっては、設計で考慮されていない方向からの作用を受けると、部材は耐荷力機構として考慮されていない形で抵抗することになる。そのような場合、部材には設計では想定していない形態の破壊などの悪影響が生じることもある。また、点検などで発見される損傷には原因が特定できないものも多くある。

（次頁に続く）

【助言内容】 ※前頁の続き

- ・今回のように設計で考慮していない作用を受けていると、一般に外観形状から類推されるものとは部材の状態が全く異なっている可能性がある。
- ・そのため、原因の絞り込みを行う一方で、設計で考慮されていない特異な作用や現象が関わっている可能性を念頭において現状を正確に把握して対処することが重要
- ・定期点検を実施した結果、「横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」または、「横断歩道橋の機能に支障が生じているため、緊急に措置を講ずべき状態」となれば、車両通行の安全性を確保するための本復旧（または、応急的な補強対策）を行った上で交通解放するのかなどを検討する必要があると思われる。
- ・あわせて、応急的な補強対策の場合、本復旧までの間で必要があれば計測による損傷部の監視を行うなど社会的損失を最小限にする対応を検討するとよい。

2. 点検費用

- ・点検費用の事故者負担については、各自治体の基準等により判断することになる。
- ・車両の衝突等に伴う道路構造物の緊急点検（構造安全上、問題がないか確認）を道路法 58 条の原因者負担で請求した事例について、分かる範囲で担当部署に確認したが、九州地方整備局では、その様な事例は確認されなかった。
- ・また、道路法解説において、道路法 58 条の工事費用等の範囲として「交通処理費用や事務費等も、復旧工事と相当因果関係の認められるものについては「工事に要する費用」と解される」とある。よって、道路法 58 条に基づき点検費用を原因者に負担させるか否かは、点検が復旧工事と相当因果関係の認められるものかも整理する必要があると思われる。

（次頁に続く）

【助言内容】 ※前頁の続き

3. どこに点検を依頼するか

- ・ 定期点検の実施にあたっては、「横断歩道橋定期点検要領（H31.2 国土交通省 道路局）」に基づき、横断歩道橋の定期点検を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者が行わなければならない。
- ・ 例えば、以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要となる。
 - ◇横断歩道橋又は道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
 - ◇横断歩道橋又は道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
 - ◇横断歩道橋又は道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること
- ・ 一つの例として、「前回点検との比較など同じ目線での健全性の診断を実施するという観点」から前回点検者（当該者に必要な知識及び技能を有する者がいる事が前提）に依頼することも考えらる。
- ・ いずれにせよ点検者の選定については、道路管理者が判断することになる。